

子育てのための施設等利用給付認定申請書 2024（2枚目）マイナンバー記入欄

1 申請者

ふりがな	ふくやま はなこ
名前	福山 花子

・申込書（1枚目）裏面に記入した申込者（保護者のいずれか）を記入してください。

(のりしろ)

・裏写りに御注意ください。この用紙は、薄めの筆記具で御記入ください。鉛筆等でも構いません。

2 マイナンバー（個人番号）等記入欄

名前	続柄	マイナンバー（個人番号）											
福山 花子	母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福山 太郎	父	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福山 ローズ	申請児童	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※マイナンバー（個人番号）欄は、保護者（父母）、申請児童を御記入ください。

3 本人確認書類の添付

- ・2で記入した保護者（父母）について、次の左欄に番号確認書類、右欄に身元確認書類のコピーを貼付してください。
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）であれば、番号確認と身元確認の両方が可能です。左欄のみ貼付してください。
ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の場合は、（表・裏）両面のコピーが必要となります。
- ・必ずコピーを貼付してください。誤って原本を提出した場合は、返却ができなくなることがあります。
- ・保護者（父母）の番号確認書類・身元確認書類のみ貼付してください。申請児童その他の世帯員の書類は不要です。

4 封緘と提出

中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申込書類と上端を合わせて左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

(谷 折 り)

保護者（父母）の番号確認書類 貼付欄

次のいずれか1つ

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）両面
- ・個人番号通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

保護者（父母）の身元確認書類 貼付欄

顔写真付きの次の書類は、いずれか1つ

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・写真付き学生証
- ・写真付き社員証

上記書類がない場合は、次の書類をいずれか2つ

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・住基カード
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・生活保護受給者証
- ・その他（写真のない身分証明書等）
- ・税、社会保険料、公共料金の領収書（6か月以内のもの）

法令等の規定により、認定申請の際には、マイナンバーの記入が必要となります。

認定申請におけるマイナンバーの提出について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行及び子ども・子育て支援法施行規則により、子育てのための施設等利用給付認定申請の際には、マイナンバーの記入が必要となります。

マイナンバーの記入が必要な方

保護者及び認定申請する児童のマイナンバーを記入してください。

ただし、すでに福山市から施設等利用給付認定を受けたことがある場合は、マイナンバーを提出する必要はありません。

本人確認書類の添付

保護者の番号確認書類及び身元確認書類のコピーを用紙に貼付してください。

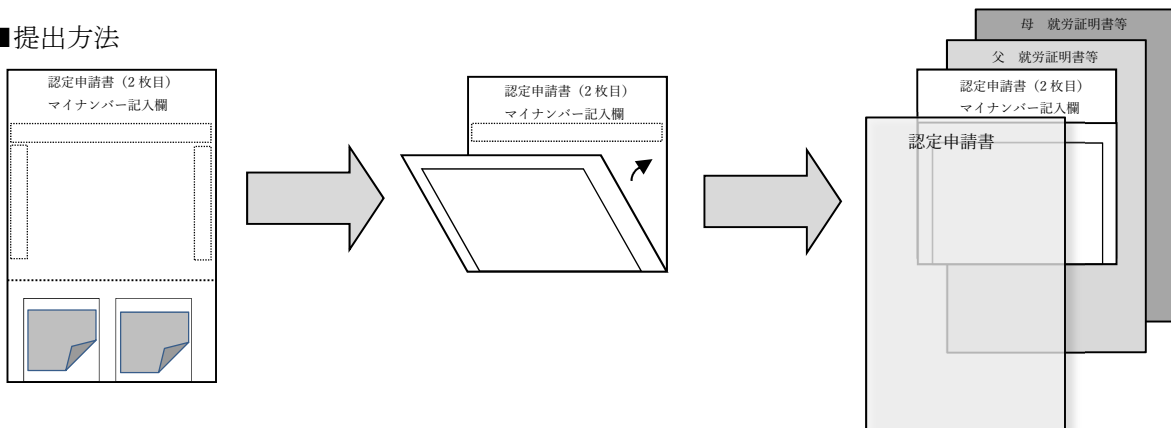
マイナンバー（個人番号）を取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と、現に手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。

なお、申込児童及びその他世帯員の本人確認書類は添付する必要はありません。

提出方法

マイナンバーを記入し、本人確認書類を貼付した後、用紙中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申込書類と上端を合わせて、左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

提出方法



①マイナンバーを記入し、番号確認書類、身元確認書類を貼付する。

②用紙中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じる。

③他の申込書類と上端を合わせて、左上角をホッチキス等で綴じて提出する。

※ 第1号の申請の場合は、就労証明書等（保護者の保育を必要とする事由の確認書類）は不要です。

マイナンバーQ&A

Q 福山市は、取得したマイナンバーを何に使いますか？

A 他の市区町村が保有する所得・課税情報の照会に、マイナンバーを利用します。福山市に住民票のない保護者・扶養義務者の「所得課税証明書」の提出は不要となります。

Q 自分のマイナンバーが分かりません。マイナンバー通知カードを紛失しました。

A 福山市市民課へお問合せください。市民課問合せ先：084-928-1276

Q 認定申請に際してマイナンバーを記入・提出しない場合に、不利益はありますか。

A 関係法令の施行により必要なため、提出に御協力ください。なお、マイナンバー（この用紙）の提出がない場合は、提出の意思がないものとみなします。この場合、認定申請等での不利益はありません。